

即時抗告却下決定(甲第3号証)と同一日付(令和5年3月27日)で送られてきた事務連絡

事件番号 令和4年(ワ)第14号
損害賠償請求事件
原告 高野邦夫
被告 国

事務連絡

令和5年3月27日

原告 高野邦夫様

〒728-0021

広島県三次市三次町1725-1

広島地方裁判所三次支部民事訴訟係

裁判所書記官 岩岡 秀憲

電話0824-63-5142

FAX 0824-63-5144



令和5年4月12日午後1時10分の口頭弁論期日(判決言渡し)は取り消されました。